

徳島県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和三年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

148	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
公園	中部山溪轟	海部郡海陽町平井字下谷 八二番三地先	同	旧	四・五〇八・三	一〇五・四
				新	一四・四〇二〇・一	一〇五・四